

特集《弁理士の拡大された業務範囲》

弁理士の拡大業務としての調停及び仲裁



会員 竹内 耕三[※]

要 約

弁理士の拡大された業務範囲の1つとして、調停・仲裁の代理人及び調停人・仲裁人の業務が含まれていません（弁理士法4条2項2号）。

1998年（関西IP）第1号商標権調停事件及び2012年（四国IP）第1号商標権調停事件において、筆者は調停人を務め貴重な体験をさせて頂きました。この経験に基づき、調停がどのように行われるか、具体的に印象も交えて調停・仲裁について述べます。

知財の裁判外の紛争解決（ADR）は、最近大いに期待されています。実際に体験してみてもその有用性は十分にあり、将来その重要性はますます増大すると思います。

弁理士は、知財のADRの裁判外解決手段の手續代理権を付与された使命を果たし、知財社会の期待に応えるべく、特に調停・仲裁についての知識経験を養いスキルアップすることが極めて大切であると思います。

目次

1. はじめに
2. 日本知的財産仲裁センター
3. 調停の概要
 - (1) 意義
 - (2) 代理人
 - (3) 調停人の選任
 - (4) 調停手續
 - (5) 調停の効力
 - (6) 調停費用
4. 仲裁の概要
 - (1) 意義
 - (2) 代理人
 - (3) 仲裁人の選任
 - (4) 仲裁手續
 - (5) 仲裁判断書の効力
 - (6) 和解による解決と和解決定
 - (7) 仲裁費用
5. 調停・仲裁のメリット
6. 調停・仲裁に適した事例
7. 調停・仲裁の活用と弁理士の業務の拡大
8. 今後の抱負
9. おわりに

ます。

すなわち、平成12年の弁理士法改正により、弁理士の業務として特許等の産業財産権、回路配置、及び特定不正競争に関する裁判外紛争解決（いわゆるADR）の手續業務が追加されました（弁理士法4条2項2号）。裁判外の紛争解決（Alternative Dispute Solution, ADR）には調停と仲裁が含まれており、弁理士はこれらの代理人・調停人・仲裁人として業務ができます。

筆者は、1998年（関西IP）第1号商標権調停事件及び2012年（四国IP）第1号商標権調停事件において、調停人を務め貴重な体験をさせて頂きました。これは、いわば裁判事件における裁判官のように中立の立場で活動するものであり、一方の当事者につく代理人と全く異なった新鮮な心境になりました。また、解決方法・範囲に柔軟性を実感し、裁判外の紛争解決（ADR）はなかなか利用すべき価値があると感じました。

この経験を踏まえ、調停・仲裁が弁理士の拡大業務の一つとして重要度を増し、さらに活性化されることを期待しつつ、本稿を認めます。

1. はじめに

弁理士の拡大された業務範囲の1つとして、調停・仲裁の代理人及び調停人・仲裁人の業務が含まれてい

[※] 大阪大学法科大学院 客員教授

2. 日本知的財産仲裁センター

裁判外の紛争解決（Alternative Dispute Solution, ADR）として調停と仲裁があり、特に知財紛争に関わるADR機関としては、WIPO仲裁調停センター、日本知的財産仲裁センター（以下「センター」と称します）、日本商事仲裁協会などがあります。

弁理士は、経産大臣が指定する団体において、調停・仲裁の代理業務ができます（弁理士法4条2項2号）。センターは経産大臣により指定された団体であるため、弁理士はセンターにおいて調停・仲裁の代理業務ができます。本稿では特にセンターについての調停・仲裁について述べます。

3. 調停の概要

センターが行う調停手続に関して、調停手続規則が定められており、概要は以下のとおりです。

（1）意義

調停とは、調停人が紛争当事者双方の間に介入し紛争解決に協力し、和解による紛争解決を図る手続です。

（2）代理人

当事者は、代理人を定めることができます。代理人は、弁護士、弁理士その他法令により代理権を認められているもの又はセンターが相当と認める者であることが必要です。

つまり、弁理士は弁理士法4条2項2号に基づき単独で代理人として業務を行なうことができます。同規定により経済産業大臣が指定する調停機関は、現在センター及び（社）日本商事仲裁協会です。

（3）調停人の選任

センター長は、調停人候補者名簿の中から原則として弁護士1名、弁理士1名、計2名を調停人として選任します。実際にはこの原則型がほとんどと思われます。

調停申立書には、申立人が調停人を1名又は3名とすることを希望するかどうか記載することができ、被申立人が同意すれば、調停人を3名とすることができます。調停人の選任は、センター長が行います。ただし、当事者が双方の合意による調停人の選任を希望するときは原則としてその者を調停人に選任します。

筆者が担当した2件の調停事件においても、センターの方から打診がありました。そこで、当事者が誰であるかを聞き調停人として活動するについてクライアントの競合がないかチェックし、競合の問題がなかったため、お受けしました。

（4）調停手続

調停手続は、経験上訴訟手続の経験があれば、それより柔軟でありますから難しくはなく、戸惑うこともないかと思えます。

① 申立と受理

知財紛争を調停によって解決することを希望する者はセンターに調停の申し立てをすることができます。申立は、当事者本人又はその代理人が調停申立書を作成して行います。調停申立書には以下の事項を記載します。

- 一 当事者の氏名又は名称、住所又は居所、及び連絡先（電話番号、FAX番号電子メールアドレス）並びに当事者が法人であるときはその代表者の氏名
- 二 代理人を定めた場合は、その氏名及び住所
- 三 紛争の概要
- 四 申し立てる解決の要旨
- 五 調停人の数を1名又は3名とするかについての希望があればその旨

調停申立書には、以下の書類を添付することが必要です。

- 一 申立人又は被申立人が法人であるときは、その代表者の資格を証明する書類
- 二 代理人によって申立てをするときは委任状
- 三 特許公報や商標公報等、紛争の基礎となる権利の内容を示す証拠書類
- 四 上記第三号の書類以外の証拠書類
- 五 上記第三号及び第四号の証拠書類の写し（被申立人と調停人の合計人数に1を加えた数）

上記一の書類は、当該法人の所在地を管轄する法務局で入手でき、発行日から3ヶ月以内のものであることが必要です。

上記一～三の書類は申立てと同時に、四及び五の書類は申立てと同時に又は被申立人が調停手続に出席する意思を表明した後速やかに、それぞれ提出が必要です。

筆者が経験した1998年（関西IP）第1号商標権調停事件においては、申立人の代理人は弁護士の先生であり、2012年（四国IP）第1号商標権調停事件においては、申立人の代理人は弁理士の先生でありましたが、いずれも「紛争の概要」や「申し立てる解決の要旨」がよく書かれており、証拠書類も適切に提出され、共に事案の把握は、容易にできました。

申立の受理は、センターの受付窓口が行います。受付窓口は、東京本部（日本弁理士会館内）、関西支部（弁護士会分室及び弁理士会分室）、名古屋支部（三の丸分室及び伏見分室）、5支所（北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所）の9箇所です。

② 応諾

センターは、調停の申立の受理後、被申立人に対し調停の申立があったことを通知します。被申立人の応諾がないとき、調停不成立として調停手続は終了します。被申立人の応諾があると、さらに調停手続が進行します。被申立人としては、調停による解決が早期解決及び費用等の観点から得策かどうか検討し、応諾するか否か決定するわけです。

③ 答弁書

調停人は期間を指定して答弁書の提出を要請します。被申立人又は代理人は、答弁書を提出する場合、以下の事項を記載します。

- 一 事件番号
- 二 申立人の氏名
- 三 被申立人の氏名、住所及び連絡先並びに被申立人が法人であるときはその代表者の氏名
- 四 調停手続に関する書類の送付場所、送付を受ける者の住所、氏名及び連絡先
- 五 代理人を定めた場合は、その氏名及び住所
- 六 「紛争の概要」についての認否及び被申立人の主張
- 七 「申し立てる解決の要旨」に対する答弁
- 八 調停人の数を3人とするかについての申立人の希望がある場合には、それぞれに対する同意、不同意

答弁書には、以下の書類を添付する必要があります。

- 一 代理人によって答弁をするときは委任状
- 二 手数料の減額を求めるときはその旨の申し出書

及び調停手続規則27条に規定する事由があると認められる資料

三 証拠書類

四 証拠書類の写

筆者が経験した1998年（関西IP）第1号商標権調停事件においては、被申立人の代理人は弁護士の先生であり、2012年（四国IP）第1号商標権調停事件においては、被申立人の代理人は弁理士の先生でありましたが、「紛争の概要についての認否及び被申立人の主張」や「申し立てる解決の要旨に対する答弁」は、よく書かれており、証拠書類も適切に提出され、共に事案の把握は、容易にできました。

双方の主張を、調停人として中立の立場で見ると、非常に事案の本質がよく分かるというか、岡目八目の心境を実感できました。この感覚はとても新鮮でした。これは代理人として活動する場合でも、相手方の立場に立って考えてみたり、中立の立場に立って事案を分析するのが大切であることを、実感しました。

④ 調停

調停人は、専門知識と経験に基づき、事案を分析し紛争解決に努めます。調停は、予め定めた調停期日に、当事者双方の出席のもとに、センター長が指定する場所において開催します。同席又は別席の方法で、調停人が当事者の意見を聴取します。

筆者の経験した2件の調停事件では、別席の方法で交互に意見を聴取しました。通常、当事者同士は争っているため異なる主張・思い・印象を持っているため、それらをじっくりと洗いざらい聴取するためです。相手方が直接聞いていれば感情を害したり悪印象を持つ場合がありますが、それを避けるためにも、別席・交互形式が望ましいと思います。そしてこれを繰り返しながら、調停人が専門的立場から「その主張は妥当でない」、「行き過ぎである」とかの見解を述べ、一方当事者の一方的な主張を和らげ、調停案を提案することが非常に重要です。

調停人としては、妥当な調停案を手を代え品を代え出すことが大切であり、それに対して各当事者の代理人が各依頼人の利益を守りつつ信義誠実なる協調の精神で和解に向かわせることが重要だと思います。

経験した2件の調停事件では、前者では途中で協議不調かとひやりとする場面もありましたが、双方の代理人の先生方の協調の精神もあり和解にこぎつきました。後者の調停事件では、商標権侵害成立では合意し

たがどのようにイ号商標の変更をするかの各論でかなり細かい議論を展開しましたが、双方当事者及び代理人の先生方もじっくりと論理的かつ冷静に論を交わしてくださったおかげで、細かい点まで煮詰めて和解に達することができました。

調停人としては、この調停期日における、意見聴取、議論、アドバイス等の舵取りが最も重要でキーポイントであると思います。

調停手続及びその記録は非公開で行われ（非公開性）、調停人、事件管理者、運営委員及び職員は守秘義務を課されます。ただし、センター長は、知的財産関連紛争解決についての啓発、研究などに必要な場合、当事者名、係争物等の具体的内容を特定しない形でこれを開示することができます。

一方当事者が、他方当事者に知られたくない証拠を提出する場合、調停人に対して、他方当事者に秘密にするべき旨を申し出ることができ（秘密保護手続）、この場合当該証拠資料は他方当事者に、開示されません。

センターは、調停手続ごと当事者双方の氏名又は名称、調停人の氏名、調停手続の経緯、や結果などを記載した手続実施記録を作成し保管管理します。

⑤ 調停手続の終了

調停手続は以下の場合に終了します。

(i) 和解が成立する見込みがないと調停人が判断し調停手続を終了したとき

(ii) 和解が成立したとき

当事者双方が和解契約書を作成し、調停人が署名押印したとき調停手続は終了します。

(iii) 仲裁手続移行による終了

調停手続において和解契約が成立し、当事者双方が仲裁合意書を提出してその和解の内容を主文とする仲裁判断を求めるときは調停手続は終了し、仲裁手続に移行します。

(iv) 被申立人の終了の申し出

被申立人はいつでも手続の終了を申し立てることができ、これにより調停手続は終了します。一方、申立人はいつでも調停の申立てを取り下げることができます。

上記のように、調停手続の終了の場面が随所に用意されているので、経験した調停手続中において、一方当事者の発言を聞き、和解が成立しないのでは、とひやりとする感覚は時々味わいました。

(5) 調停の効力

調停において、当事者が合意に達した場合、調停人を立会人（証人）とし、当事者間で和解契約書を作成します。

和解契約書は、民法上の和解契約としての効力を有します。裁判所における調停手続では、合意事項に基づき和解調書が作成され、その記載が裁判所に執行することができる債務名義となりますが、センターを含めADR機関の調停における和解契約書ではその効力がありません。

センターの調停において債務名義が必要な場合には、①別途、センターの仲裁手続の中で和解決定を得るか、②和解内容に基づき当事者間で公正証書を作成することが考えられます。

(6) 調停費用

センターの調停には、原則として次の費用がかかります。

(i) 申立手数料

金5万円。調停申立時に申立人が負担します。申し立てが却下されたとき、又は非申立人が調停手続に承諾しなかったときは、その内金3万円が返還されます。

(ii) 期日手数料

1回につき金5万円。申立人および被申立人は、原則としてそれぞれ同額（金5万円/1回）の期日手数料を各調停期日の手続終了後できるだけ速やかに支払います。

(iii) 和解契約書作成・立会手数料

和解契約が成立したときは、和解契約書作成・立会手数料として、各当事者は、それぞれ金15万円を支払います。事案が複雑であるなど審理やその解決に特に困難があった事案においては、調停人は当事者の意見を聴いた上で金30万円を限度として増額できます。

また、一方当事者の主張の審理に特に時間を要したなど特段の事情があるときは、調停人は、金5万円の範囲で一方当事者の納付額を他方当事者の納付額に変更することができるとして、公平を図っています。

(iv) 実費

調停手続における事実の調査、隔地との電話又はテレビ会議、調停人の出張等のため格別の実費がセンターに発生する場合、原則として当事者が平等に折半し、センターに予納します。

4. 仲裁の概要

センターが行う仲裁手続に関して、仲裁手続が定められており、概要は以下のとおりです。

(1) 意義

仲裁とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生じる一定の法律関係に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を仲裁人に委ね、かつ、その判断に服するとの当事者間の合意のもとに行われる手続をいいます。

(2) 代理人

当事者は、代理人を定めることができます。代理人は、弁護士、弁理士その他法令により代理権を認められている者又はセンターが相当と認める者であることが必要です。

つまり、弁理士は弁理士法4条2項2号に基づき単独で代理人として業務を行なうことができます。センターは、同規定により経済産業大臣が指定する調停機関の一つです。

(3) 仲裁人の選任

仲裁人は、センターが仲裁人候補者名簿の中から原則として弁護士1名、弁理士1名、各1名以上で構成される3名の仲裁人を選任します。各当事者が希望すれば、候補者名簿の中からそれぞれ1名の仲裁人を選任し、あと1名をセンターが選任します。調停手続において和解契約が成立したことを理由として仲裁手続に移行する場合には、調停人が自動的に仲裁人となります。

(4) 仲裁手続

① 申立と受理

知財紛争を仲裁によって解決することを希望する者はセンターに仲裁の申し立てをすることができます。申立は、当事者本人又はその代理人が仲裁申立書を作成して行います。仲裁申立書には以下の事項を記載します。

- 一 当事者の氏名又は名称、住所又は居所、及び連絡先（電話番号、FAX 番号電子メールアドレス）並びに当事者が法人であるときはその代表者の氏名
- 二 代理人を定めた場合は、その氏名及び住所

三 申立ての趣旨及び申立ての理由

四 証拠方法

仲裁申立書には、以下の書類を添付することが必要です。

- 一 紛争をセンターの仲裁に付託する旨の当事者間の合意を証する書面（仲裁合意書）
- 二 申立人又は非申立人が法人であるときはその代表者の資格を証明する書面
- 三 代理人によって申立てをするときは委任状
- 四 証拠書類
- 五 証拠書類の写（被申立人と仲裁人の合計人数分）

特に、上記一の「仲裁合意書」は、紛争が生じた後に作成することは、通常困難でしょうから、予めライセンス契約などの契約書の中に仲裁条項を設けておくことが必要と思われます。それ以外に、調停手続において和解契約が成立し当事者双方が仲裁合意書を提出する場合があります。

申立の受理は、調停と同じでセンターの受付窓口が行います。受付窓口は、東京本部（日本弁理士会館内）、関西支部（弁護士会分室及び弁理士会分室）、名古屋支部（三の丸分室及び伏見分室）、5支所（北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所）の9箇所です。

② 答弁書

被申立人は、仲裁申立書を受け取った後、仲裁人が指定する日までに、以下の事項を記載した答弁書を提出します。

- 一 事件番号
- 二 申立人の氏名
- 三 被申立人の氏名、住所及び連絡先並びに被申立人が法人であるときはその代表者の氏名
- 四 代理人を定めた場合は、その氏名及び住所
- 五 申立の趣旨に対する答弁および申立の理由に対する認否
- 六 被申立人が答弁において援用する証拠方法（必要な場合）

③ 仲裁廷

仲裁人として選任された3名は、仲裁廷を構成し、互選によって仲裁廷の長を選任します。仲裁廷の長は手続の指揮を行い、仲裁人はそれぞれの専門知識と経験を活かして、仲裁判断を行い、仲裁判断書を出すこ

とにより紛争を解決します。意見が割れる場合は多数決で決定します。

④ 仲裁

仲裁廷は、主張の整理、補充、証拠書類の提出その他必要な準備を行うために準備期日と、審尋や証拠調べなどを行う仲裁期日を開き、審理をします。仲裁廷と当事者は、第1回期日において、紛争の迅速な解決のため、仲裁進行計画を作成するよう努めます。仲裁手続は、第1回期日から6月以内、3回以内の期日で終了することを目標とします。

仲裁手続中、仲裁人は1名以上の仲裁人において、いつでも和解を試みることができます。

仲裁手続においても、調停と同様、非公開で行われ(非公開性)、手続に関与する仲裁人、仲裁人補助者、事務局職員などに守秘義務が課されます。また当事者が相手方に知られたくない証拠資料については、提出する際他方当事者に開示しないよう申し出ることができます。仲裁廷は、この申し出について当事者の意見を聞き必要がある場合には更に説明を求めた後、申し出を認めるかどうかを判断します。申し出が認められなかった場合には、申し出た当事者はその証拠資料の提出を撤回できます。

⑤ 仲裁の終了・仲裁判断書の作成

仲裁廷が仲裁判断を行ったとき仲裁手続は終了します。仲裁判断は、仲裁廷が、主文、判断の理由などが記載された仲裁判断書を作成し、仲裁人が署名して行います。仲裁判断に対し、基本的に不服申し立てはできませんが、特別な事由がある場合には厳格な要件の下で仲裁判断取り消しの訴えが認められます(公示催告手続及び仲裁手続に関する法律801条)。

(5) 仲裁判断書の効力

仲裁判断書は確定判決と同様の効力を有しています。仲裁判断書に基づく民事執行をするには執行裁判所に対し、執行決定を求める申し立てをします。

(6) 和解による解決と和解決定

仲裁廷は、当事者間で和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあるときは、仲裁判断を行わず、和解における合意を内容とする決定を行い、その決定が仲裁判断としての効力を有します。

(7) 仲裁費用

センターの調停には、原則として次の費用がかかります。

(i) 申立手数料

金10万円。仲裁申立時に申立人が負担します。申立てが却下されたとき、その内金5万円が返還されます。

(ii) 期日手数料

1回につき金10万円。申立人および被申立人は、原則としてそれぞれ同額(金10万円/1回)の期日手数料を各仲裁期日の手続終了後直ちに支払います。

(iii) 仲裁判断書作成手数料

仲裁判断書が作成されたときは、その送達後直ちに各当事者は金20万円を支払います。仲裁手続の過程で和解契約が成立したとき、その後直ちに各当事者は金15万円を支払うこととなります。

(iv) 実費

調停手続における費用と同じです。

5. 調停・仲裁のメリット

(1) メリット

調停・仲裁のメリットとしては、経験上以下の6つが挙げられると感じます。

① 非公開性

調停手続は非公開で行われ結果も公開されません。そもそも、知財の争いについて、裁判所に提訴すれば、公開が原則ですから秘密にできません。しかし、調停・仲裁であれば、秘密裏に争うことができます。

裁判上の争いの場合、「表へ出る」と公開されて争うこととなりますが、調停・仲裁では、「裏へ出る」と秘密裏に争うことができるメリットがあります。裁判で争うと、公開され新聞等にリリースされ、争いを知った取引業者や顧客が逃げてしまうということがありますが、調停・仲裁では、そのような心配がなく秘密裏に争うことができるメリットがあります。保護すべき知財の内容や誰かと誰かの争いの事実自体も知られることなく密かに争うことができる点が大きなメリットであると思います。

② 専門的アドバイス

経験豊富な弁護士・弁理士及び学識経験者の異なるグループから原則2名の調停人が選任され、調停手続を指揮しますので両者の協力によって、より高度な専門性を発揮できます。調停・仲裁においては、当事者

だけの和解よりも、その分野の専門的知識経験を備えた弁護士・弁理士の、公正な判断及びアドバイス・判断を受けて、公正な解決を図ることができるというメリットがあると思われま

③ 柔軟な解決

裁判上においては、法律上の制約もあり、訴訟物が何かと審理範囲が問題になりますが、調停・仲裁においては判断内容において、自由度があり、その解決方法では、裁判のように勝ち負けを決める必要もなく、引き分けも可能であり、当事者の納得する柔軟な解決方法が可能であります。つまり、引き分け解決やグレイ解決という柔軟解決のメリットがあります。

特に調停においては、特に事件が複雑で裁判においてもリーディングケースとなるような難しいケースの場合でも、論理上きっちりと詰めて解決しなくても、相手方が中止してくれば良いという結果を考えた解決方法が得られるというメリットがあると思います。実際に筆者が関与した1998年（関西 IP）第1号商標権調停事件の代理人の方もこの点を考慮して調停に持ち込んだという背景を話しておられました。

④ 迅速な解決

訴訟を提起すれば裁判の審理が早くなっているとはいえ、相当期間かかりますが、センターの調停・仲裁では平均約6ヶ月で早期解決しています。筆者の関与した1998年（関西 IP）第1号商標権調停事件では申立日から第1回期日まで50日、第1日期日から73日（調停期日5回）、合計123日かかり、早期解決が実現できたと思います。

また、2012年（四国 IP）第1号商標権調停事件では、申立日から第1回期日まで203日と時間がかかりましたが、第1回期日から解決まで193日（調停期日3回）で終え、合計396日で解決しました。

⑤ 安価な費用

調停・仲裁費用は、上記の通り、裁判に比較して相当安価であるというメリットがあります。さらに、調停・仲裁期日においてテレビ会議等の通信手段を用いて開催することができるメリットがあります。つまり、当事者が調停・仲裁の開かれる場所から遠隔地にいる場合、テレビ会議等の通信手段を用いて出席できるわけです。筆者の関与した2012年（四国 IP）第1号商標権調停事件では、被申立人が関東在住であったため、3回の調停期日のうち2回はテレビ会議の通信手段を用いて行い、交通費を大幅削減できました。

⑥ 労力削減

調停・仲裁においては、裁判上の手続きよりも簡単であるため、労力の削減が期待できます。さらに審理の方法においても集中審理が可能であるため労力の軽減が望めます。

例えば、2012年（四国 IP）第1号商標権調停事件では、被申立人が遠隔地の四国で度々調停期日を開かれるとかなわないので調停期日の回数はできるだけ少なくして欲しいとの要望がありました。そこで、第1回期日においては約4～5時間の調停を行いました。交互方式で進めましたので、4ラウンド（最初は同席で開始し、1回目の表は申立人と代理人のみ出席、1回目の裏は被申立人と代理人のみ出席）を繰り返し、その時点で基本的合意ができそうであったので、最後に同席で基本的合意事項と今後の協議事項を確認してしました。このように1回の調停時間に4～5時間を取るというのは、裁判所では不可能に近いほど難しいのではないかと思います。調停・仲裁では可能で、これはかなりのメリットと実感しました。これが実現できたのは、双方の当事者及び代理人が安価迅速に解決しようという気持ちでは一致協力しておられたからだと思います。

(2) デメリット

一方で、デメリットがあります。それは、利用者たる企業側に調停・仲裁で大丈夫か、裁判上の解決の方がいいのでは、という不安ではないかと思います。

例えば、① 調停人・仲裁人の専門性は十分か、② 調停人・仲裁人の法律的知識は十分か、③ 調停・仲裁の解決内容が適切であるか、裁判上の解決の方が結局良かったとは言えないか、④ 審理の手續・方法が適正になされるかなどの不安が考えられます。

6. 調停・仲裁に適した事例

日本知的財産仲裁センターガイドブックによれば、調停に適している事例として、以下の紛争が紹介されています。

(1) 調停

① 当事者が柔軟な解決を希望する紛争

係争対象物が特許発明の技術的範囲に属するか否かの判断が微妙である場合、過去に類似事件の判断例が少ないか全くない場合、特許の有効性を争うことなく

比較的少額の実施例支払いによる解決を希望する場合の紛争。

② 高度な専門技術に関する紛争

ソフトウェアの特許やバイオテクノロジー特許の侵害のケースで、専門技術に精通した調停人による解決を期待したい紛争。

③ 特定の部分が争点となっている紛争

特定発明の技術的範囲の特定、係争対象物が特許権を侵害するか否かの判断など限定された事項が争点となっているケースで、争点を絞って紛争解決を図りたい紛争。

④ 内容の秘密保持が求められる紛争

ノウハウと密接に関係する特許権の侵害について、非公開性を生かして解決を図りたい紛争。

⑤ 仲裁鑑定が利用できる紛争

係争対象物が特許発明の技術的範囲に属するか否かについての仲裁鑑定を当事者が合意（仲裁合意）して解決を図りたい紛争。

筆者の経験上、上記①～⑤に加え、そもそもA社とB社とが争っていること自体、マスコミ等社会に知られたくない紛争、つまり「裏で争う」ことができる紛争が、調停に適していると思います。

(2) 仲裁

日本知的財産仲裁センターガイドブックによれば、仲裁に適している事例として、以下の紛争が紹介されています。

① 高度な専門技術に関する紛争

ソフトウェア特許やバイオテクノロジー特許等、先端技術に関わる特許の侵害のケースについて、専門技術に精通したセンターの仲裁人により、迅速な解決が期待される紛争。

② 技術標準の標準化活動の中で生じる紛争

技術標準の標準化活動の中で生じる紛争であって、当事者を敵対関係に追い込むことなくかつ迅速に解決すること期待されるもの。

③ 当事者の秘密が関係する紛争

営業秘密やノウハウが関係する紛争であって、秘密裏に解決することが必要とされるもの。

④ 職務発明についての紛争

職務発明についての紛争で、発明の開発過程を始め

とする社内の秘密情報を公開することなく、秘密裏に解決することが望まれるもの。

双方の当事者が和解の方向で協議して合意に達しても（例えば仲裁合意）、最後の判断においては、第3者の仲裁人に判断を委ねるといった事例の場合に、仲裁が適しているのではないかと感じます。

7. 調停・仲裁の活用と弁理士の業務の拡大

上述のとおり、調停・仲裁という裁判外紛争解決（ADR）は多くのメリットを有しているためさらに拡大する方向に進むものと予想されます。

その中で、弁理士は、前述のとおり、弁理士法4条2項2号においてセンターにおける調停・仲裁の代理権が付与され、弁護士とともに裁判外紛争解決に寄与することが期待されています。この社会的使命を認識し調停・仲裁における代理人・調停人・仲裁人として社会的役割を果たす必要があります。

弁理士は、出願等の prosecution work だけではなく、侵害訴訟代理権と相まって、この調停・仲裁の代理権に基づき、知財の保護及び紛争処理の代理人として litigation work を十分にこなせるように進んでいくべきであると強く思います。これにより、one stop service が叫ばれる中、弁理士が真に知財保護の専門家としてクライアントに頼られる存在になるのではないかと思います。調停・仲裁のスキルアップにより、弁理士が、業務範囲を拡大できるとともに、知的財産権の専門家としてパワーアップすると思います。

8. 今後の抱負

今後どうすればセンターの調停・仲裁によるADR活動を活性化できるかについては、ドロッカー流に言えば、前述の3(1)の調停・仲裁のメリットを生かし3(2)のデメリットを払拭することにかかります。

具体的には、まず第1に、弁理士が調停・仲裁の内容を知悉し、自己研修やセミナー等により代理人・調停人・仲裁人としての能力・スキルを養うことであると思います。第2に、上記の品質保証をした上、調停・仲裁の広告宣伝つまり周知方を常に心がけるべきと思います。弁理士の日常の業務で紛争の相談を受けた時、適切にクライアントに調停・仲裁を活用する方法がある旨アドバイスすることが必要と思います。第3に、センターとしては、約1万人の弁理士の専門性

の把握をし専門性が高いという調停・仲裁のメリットを最大限活かせるよう体制を整えることも非常に重要であると考えます。

9. おわりに

センターの調停・仲裁が当事者や知財社会から信頼を得て、弁理士が調停人・仲裁人・代理人として、多くの難事件を迅速・安価・公正に解決することは、知

財の ADR 活動を活性化させ、知財社会の要請にも合致し、弁理士の業務量の拡大にもつながり、知財社会、クライアント及び弁理士の「三方良し」の結果を生むことになり、弁理士が研鑽努力し目指すべき確かな方向と考えます。

以上
(原稿受領 2013. 4. 19)

日本弁理士会の
『特許出願援助制度』をご活用ください

～優れた発明・考案・意匠の創作を応援します～

**JPAA
Information**

特許出願等援助制度とは？

有用な発明や考案、意匠の創作が、経済的な事情によって世の中に活用されることなく埋もれてしまうことがないように、日本弁理士会が必要とされる費用の全部又は一部を負担する制度です。

援助対象者は？

発明者や教育機関、中小企業等が対象です。

援助の費用は？

必要となる、弁理士の報酬、費用及び特許庁の手数料の合計を超えない範囲で負担します。

援助の条件は？

日本弁理士会が審査を行い援助の可否を決定します。(※詳細は右の「利用の流れ」)

利用の流れ

申請

↓

審査

↓

審査結果の通知

↓

援助が決定したら
弁理士の設定

↓

契約

↓

援助の開始

特許出願等援助制度の詳細、申請書様式のダウンロードは日本弁理士会のホームページで